

第23回自衛隊員倫理審査会議事録

1 日 時

平成17年9月8日(木) 15時00分～16時00分

2 場 所

防衛庁A棟13階第2庁議室

3 出席者

(委 員) 栗林会長、田中委員、田辺委員

(防衛庁) 飯原人事教育局長、伊藤人事第一課長(幹事)、廣田防衛施設庁総務部人事課長 等

4 議 事

(1) 開会の辞

○ 会 長 只今より「第23回自衛隊員倫理審査会」を開催します。本日は、ご多忙中のところ、各委員におかれましてはご参集頂き、誠にありがとうございます。

本日の議題に入る前に、8月8日付で人事教育局長が交代されましたので、一言ご挨拶頂きたいと思っております。

○ 人事教育局長 会長のお許しを頂きましたので、一言ご挨拶をさせていただきます。ご紹介のとおり、先月人事教育局長に着任いたしました飯原でございます。本日は、ご多忙中のところ、栗林会長をはじめ各委員の先生方におかれましては、自衛隊員倫理審査会にご参集いただきまして誠にありがとうございます。

倫理法は、施行から5年を経過し、隊員が遵守すべきルールとして、隊員や企業等に定着しておりますが、これも会長をはじめ各委員の尽力の賜であると認識しております。改めてお礼申し上げます。今後とも、隊員が誇りをもって、任務を遂行できるよう、高い倫理の保持に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願い致します。

また、人事1課長も同日付で着任しましたので、ご紹介致します。

それでは、本日も忌憚のないご意見を賜りますようお願い致しまして、ご挨拶に代えさせていただきます。

(2) 第22回自衛隊員倫理審査会議事録について

○ 会 長 それでは本日の議事に入りたいと思います。1番目は「第22回自衛隊員倫理審査会議事録」について説明頂きまして、決裁を頂く件であります。それでは、人事第1課から説明をお願いします。

○ 服務企画室長 第22回自衛隊員倫理審査会の議事内容でございますが、最初に「開式の辞」、次に「第21回倫理審査会の議事録」、「自衛隊員倫理規程第3条第1項第9号について」、「平成16年度第4四半期の贈与等報告書の審査」、「平成16年株取引等報告書の審査」、「平成16年所得等報告書の審査」、最後は「議題等の議決」でございます。

○ 会 長 それでは「第22回自衛隊員倫理審査会議事録」について審議致します。ご質問あるいは

ご意見がありましたらお願いします。

- 会長 特段ご意見がないようですので、この議題はご承認いただいたとして、決裁につきましては、他の議題についての議論を終えた後で行いたいと思います。

(3) 自衛隊員倫理法の一部改正について

- 会長 2番目は、自衛隊員倫理法の一部改正についてでございます。これは、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正と、会社法制定に伴い自衛隊員倫理法の一部改正を行うものです。それでは改正の内容について説明をお願い致します。
- 服務企画室長 本年7月に他の法律の改正に伴い、自衛隊員倫理法の一部改正が2件公布されたので、ご説明させていただきます。

まず最初に、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部改正に伴う自衛隊員倫理法の一部改正であります。まず、平成16年4月の国立大学の独立行政法人化に伴い、国家公務員の給与に関する法律が改正されました。この改正の内容につきましては、一般職の教育職俸給表(一)は、今まで1級から5級までの分類がありましたが、国立大学の独立行政法人化に伴い、教育職俸給表(一)1級を適用する職員が存在しなくなったため、同1級が削除されました。そして、残りました同2級から5級の適用職員の級が1級ずつ切り下げられて、1級から4級へと改正されたものであります。

防衛庁においては、教育職俸給表(一)1級適用の職員が、防衛大学校及び防衛医科大学校に配置されており、経過措置として維持しておりましたが、平成17年度の予算により教育職俸給表(一)1級の適用職員について新たに適用する行政職俸給表(一)の定数が認められ、教育職俸給表(一)1級の適用職員が存在しなくなることから、同1級が削除されました。そして、防衛庁の職員の給与等に関する法律が一般職と同様に、同2級から5級の適用職員の級を1級ずつ切り下げられて、1級から4級へと改正されたものであります。

この改正に伴う自衛隊員倫理法の改正内容であります。自衛隊員倫理法第6条において、部員級以上の自衛隊員が贈与等報告の対象となっており、その対象として同法第2条第2項第4号に教育職俸給表(一)4級以上が部員級以上に相当するという規定がございますので、第2条第2項第4号中「4級」を「3級」に改正したという内容でございます。

次に会社法の制定に伴う自衛隊員倫理法の一部改正でございます。会社法の制定に伴い、新株引受権証券に関する制度が、新株予約権証券に関する制度に吸収・整理されることになったため、倫理法第7条第1項において規定する株取引等の報告の対象となる「株券等」について、「株券、新株引受権証券、新株予約券証券又は新株予約券付社債券」と定義されているのを「新株引受権証券」を削除し、「株券、新株予約券証券又は新株予約券付社債券」に改正するものであります。

以上の2件の改正につきましては、国家公務員倫理法も同様の改正を行っております。

以上で自衛隊員倫理法の一部改正についての説明を終わらせて頂きます。

- 会長 ありがとうございます。ご質問等ありましたらお願い致します。
- 会長 特段ご意見がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

(4) 贈与等報告書の審査について

- 会長 3番目は、「平成17年度第1四半期の贈与等報告書」の審査を行います。

この審査は、倫理法第6条の規定に基づいて、5千円を超える贈与等を受けた部員級以上の自衛隊員が提出をした「平成17年度第1四半期の贈与等報告書」について、当審査会が審査を行うことであります。

それでは、説明をお願いします。

- 服務企画室長 まず、贈与等報告の説明の前に前回の審査会において贈与等報告書の審査の際、自衛隊の医官が休暇を取得して町立病院で手術支援を行った事例を参考として説明致しました。その際「隊員の年次休暇の仕組み」についてご質問がございましたのでご説明致します。

自衛官の休暇の日数につきましては、自衛隊法施行規則で定められており、同規則第47条第2項により「勤務1月につき2日」と規定されております。また、同条第4項において「自衛官の年次休暇の累計、使用日数及び残日数は、毎年3月31日に計算する。この場合において、30日を超える残日数は切り捨てる。」となっておりますので、自衛官が入隊して最初の月の年次休暇の日数は2日で1月経過する毎に2日加算されていきます。一年間で最大24日加算され、3月31日時点で30日を超える場合は切り捨てられますので、年間で最大54日の年次休暇が取得可能という制度となっております。

一方、事務官等につきましては、同規則第47条第3項で「1の年において20日」と規定されております。これは、1月1日から12月31日までの1年において20日でございますが、4月1日に新規採用された場合につきましては、1月から3月の3ヶ月間勤務していないため、4分の1を差し引きまして、15日となっております。また、同条第5項で「自衛官以外の隊員の年次休暇は、長官が定める日数を限度として、当該年の翌年に繰り越すことができる。」と規定されており、長官の定める日数は、自衛官以外の隊員の勤務時間及び休暇に関する訓令第4条第7項により、20日となっておりますので、最大で40日年次休暇を取得できることとなっております。以上が年次休暇の仕組みでございます。

また、参考としてご説明しました部外病院に対する医療支援について「休暇を取得しなくても実施できるような方法はないのか。」とのご指摘もございました。この点につきまして若干ご説明させていただきますと、まず、自衛隊の医官の任務について、平時は自衛隊の病院等において隊員とその家族を診療することですが、自衛隊の医官が職務として部外者を診療できる場合は、大きく3つの場合がございます。ひとつは、災害派遣やPKO活動などで医療を行う場合。2つ目は、事例は少ないのですが自衛隊法第100条の規定に基づき僻地での医療を行う場合。3つ目は自衛隊の病院で臨時応急の診療を行う場合です。なお、防衛医大病院は、医学の教育及び研究に資するため、臨時応急の場合でなくとも隊員以外の者を診療しております。こうした場合以外に、一般の病院の個々の依頼に応じることを自衛隊の医官の職務とすることは、自衛隊の任務の性格からも困難な面があると考えております。しかしながら、現在防衛庁では、優秀な医官が働き続けられる環境を整備するため、自衛隊病院のオープン化等を通じた臨床経験の場の充実が検討されており、現在、三宿・横須賀・富士病院がオープン化を実施しています。このような施策が更に実施されれば、部外者に対する診療の機会も拡大するものと考えられます。前회のご質問の件につきましては、以上とさせていただきます。

- 会長 只今の件につきまして、ご質問がございましたらお願い致します。
- 委員 自衛官の年次休暇の制度が、事務官等と異なる制度になっているのには、何か理由はあるのですか。
- 服務企画室長 通常、事務官等の採用は4月1日ですが、自衛官の場合は、年間を通じて何回かに分けて採用されるという形態がございます。そのため、年次休暇の日数を1ヶ月ごとに分けておいた方が、年次休暇の日数の管理上、採用の実態に適合するため、このような制度になったと聞いております。
- 会長 それでは、他にご質問もないようなので、室長の方から贈与等報告について、引き続きご説明をお願いいたします。

- 服務企画室長 それでは続きまして、平成17年度第1四半期の贈与等報告書について、お手元にご
ざいますダイジェスト版の資料をご覧いただきたいと思います。これに従って全体の状況をご説明さ
せていただきます。

太枠が平成17年度1／四半期で左下に件数合計210件、前年度同期平成16年度1四半期と比
較しますと、前年度が246件で36件約14%減少しています。この内訳で見えますと、賞金の
贈与が6件で前年度同期の27件から21件減少、有価証券等の贈与が1件で前年度同期の10件か
ら9件の減少、物品の贈与が0件で前年度同期の8件から8件の減少、著述に対する謝礼が112件
で、前年度同期の136件から24件の減少、著述による印税が4件で、前年同期の6件から2件の
減少となっております。

逆に「講演に対する謝礼」は71件で前年度同期の57件から14件、テレビ出演等に対する謝礼
が16件で前年度同期の2件から14件とそれぞれ増加しています。テレビ出演につきまして、前年
2件から16件と増えている訳ですが、これは、16年8月に放送開始した衛生テレビのチャンネル
がございまして、そこでよく自衛隊の番組のプログラムが組まれているため、最近増えてきている状
況でございます。

次の頁を見ていただきますと、組織別の傾向としましては、防衛研究所が昨年同期と比較しまして、
13件増加しており、逆に内部部局が21件減少しています。組織として多いところは、陸上自衛隊
の115件、防衛研究所の39件となっております。倫理法施行以降、傾向は同じでございます。

それでは、平成17年度1四半期贈与等報告書について、ご説明させていただきます。

最初は、賞金の贈与でございます。

1番から4番は、部内の私的サークル誌が発行する機関誌に懸賞論文を応募したものが優秀作品と
して表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

5番から6番は、法人から功績等により表彰され、その副賞として賞金を受領したものです。

次に有価証券の贈与でございます。

7番は、商工会議所からプロ野球観戦入場券を贈与されたものでございます。

著述に対する謝礼について、ご説明いたします。

8番から75番は、部内サークルが発行する機関誌への原稿執筆

76番から89番は、防衛庁又は各省庁が所管する法人が発行する機関誌への原稿執筆

90番は、他国の公的機関からの依頼による原稿執筆

91番から101番は、新聞社、通信社の新聞等への原稿執筆

102番から117番は、出版社の機関誌等への原稿執筆

118番から119番は、大学の論文集等への原稿執筆です。

著述による印税について、ご説明いたします。

120番から123番は、それぞれ出版された書籍の印税です。

講演に対する謝礼及び飲食物の提供について、ご説明いたします。

124番は、法人からの依頼による講演に対する謝礼及び当該講演の原稿を同法人の発行する機関
誌へ寄稿したものです。

講演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 125番から127番は、政党からの依頼による講演
- 128番から139番は、各種法人からの依頼による講演
- 140番から144番は、新聞社及び通信社からの依頼による講演
- 145番から147番は、大学からの依頼による講演
- 148番、149番は、病院からの依頼による講演
- 150番から157番は、医師会等からの依頼による講演
- 158番から160番は、製薬会社及び医療機器関係企業からの依頼による講演
- 161番から170番は、自衛隊に対して激励支援等を行っている団体からの依頼による講演
- 171番から183番は、企業、その他団体等からの依頼による講演です。

会合等への出席に対する謝礼等について、ご説明いたします。

- 184番から188番は、公的機関及び法人等からの依頼による会合等への出席です。

講義に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 189番から191番は、法人等からの依頼による講義です。

テレビ出演等に対する謝礼について、ご説明いたします。

- 192番から207番は、テレビ出演等に対する謝礼です。

208番の他省庁が所管する法人からの依頼による講演に対する謝礼及び209番、210番の企業からの依頼による討論会への出席に対する謝礼であります。何れも、今年の1月及び3月に報酬の支払いを受けていたもので、本来であれば前回の審査会でご審議いただくべきところ、報告者が贈与等報告書の提出を失念及び銀行振込の未確認により、報告が遅れたものでございます。本件は、報告者の過失によるものでありますが、報告書の未提出に気付いた時点において、速やかに人事担当者に申し出ている等悪意性がないことから、本人に対し厳重に注意するとともに、再発防止について徹底するように指導するなど、必要な措置を講じているということをご理解いただきたいと思います。

平成17年度第1四半期の贈与等報告書の説明は、以上でございます。

- 栗林会長 ありがとうございます。それでは、ここで贈与等報告書の審査に入らせていただきます。贈与等報告書に対するご質問、自由なご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員 最後に説明がありました報告が遅れた件ですが、前回は確かありました。その際に、こういう事のないように指導・徹底する等の措置をとられたと伺いました。しかしながら、今回また上がってきた訳ですが、どのような措置をとられているのですか。
- 服務企画室長 人事担当等を通じて本人に注意する等、当該機関において、周知するように指導しているところでございます。今回失念していたということで、本人に対しても厳重に指導しておりますが、いずれにしても何回も繰り返して報告が遅れている人はございませんので、そのような者が出た場合には更に厳しい措置が必要になると考えております。
- 委員 報告が遅れた方については、理解できるのですが、他の隊員に対しても徹底できるように何か措置はとられているのですか。
- 会長 例えば、事前に文書等で周知するような手段はとっていないのですか。

- 服務企画室長 他の隊員への周知については、各研修・教育等における自衛隊員倫理法等の教育の中で徹底はしておりますが、このような遅れた事例があったということで、事前に周知する文書等は出しておりません。
- 会長 事前に提出期限等について、お知らせの文書が来ると隊員は非常に助かるのではないのでしょうか。
- 服務企画室長 隊員に対する周知については、検討させていただきます。
- 栗林会長 他にご意見、ご質問等がありませんでしたら、これで終了致します。

(5) 自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告について

- 栗林会長 続きまして、「自衛隊員の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策に関する報告」についてです。

本報告書は、自衛隊員倫理法第4条の規定に基づき、自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び自衛隊員の職務に係る倫理の保持に関して講じた施策について内閣が国会へ報告するものであります。これは当審査会として了承する性格のものではありませんが、内容を承知しておく必要があります。それでは、説明をお願いします。

- 服務企画室長 本報告書は、倫理法第4条の規定に基づき、平成16年度の倫理の保持に関する状況及び倫理の保持に関して講じた施策についてまとめ、内閣が国会に報告するもので、今回が5回目の報告となります。

まず、報告書の内容は、昨年までの報告書と同様となっております。各種報告書の件数、許可等の状況、懲戒処分等の状況、政令等の制定又は改廃の状況、自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の醸成・保持等のための施策となっております。

各種報告書の提出件数は、贈与等報告書が832件、株取引等報告書が5件、所得等報告書が98件となっております。

隊員が利害関係者と共に飲食を共にする場合の倫理監督官の許可等の状況は、平成16年度の倫理監督官への許可申請は67件であり、全てが許可されております。また、利害関係者からの依頼に応じて報酬を受けて講演等をする場合の平成16年度の倫理監督官への承認申請は167件であり、全てが承認されております。

懲戒処分等の状況は、平成16年度における倫理法令違反行為に当たる事案はありませんでした。

平成16年度の政令等の制定又は改廃につきましては、自衛隊員倫理規程の一部改正を2件行いました。改正の概要は、17年3月の監修料の適正化等と、もう1件は16年の9月に行われました株式がペーパーレス化されたことに伴う、技術的な改正がございました。防衛庁訓令の改正につきまして、17年3月の政令が改正されたことに伴い倫理法違反の懲戒処分の基準に関する訓令の所要の改正を行ったものでございます。

自衛隊員倫理法等の適正な運用の確保及び倫理感の醸成・保持等のための施策ですが、倫理審査会が行った施策として、「自衛隊員倫理教本（平成16年度増補版）」の作成・配布、防衛庁として行った施策として、平成16年度の研修において、カリキュラムの充実を図りました。また、部内の各機関が行った施策として、倫理法の周知徹底等、研修における倫理講座の設定・充実等を行いました。

本報告書の説明は以上でございます。最後に今後の予定でございますが、今月の16日（金）に国会に報告を予定しているものであります。一般職についても同様に、16日（金）に総務省が報告を行う予定となっております。

- 会 長 ありがとうございます。それでは只今の報告につきまして、ご意見ご質問がございましたらお願い致します。
- 会 長 特にご意見、ご質問等がありませんでしたら、国会報告につきましては以上と致します。

(6) 議題の議決等について

- 会 長 それでは、本日審議されました「第22回自衛隊員倫理審査会議事録」、「平成17年度第1四半期の贈与等報告書」につきまして、各委員にご決裁頂きます。
- 栗林会長 次回のスケジュールについては、委員の皆様のご都合を承りつつ、事務局より個別に連絡させて頂きたいと思えます。

以上で、本日予定しておりました議題につきましては全て審議が終了いたしました。本日は、ご熱心にご審議頂き、誠にありがとうございました。